

大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会規約 (改正案)

平成 26 年 7 月 31 日制定

平成 27 年 3 月 27 日改正

平成 27 年 8 月 10 日改正

平成 28 年 1 月●日改正

(設置)

第 1 条 本協議会は、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、大船渡地区津波復興拠点整備事業区域及び大船渡駅周辺地区土地地区画整理事業区域を中心とする地区(以下「大船渡駅周辺地区」という。)において、地域の特性や大船渡らしさを活かしつつ、多様な都市機能がコンパクトに集積した大船渡市の中心市街地を形成し、将来にわたり賑わいを生み出し、誰もが快適に安心して暮らせる魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大船渡駅周辺地区のまちづくりに関する調査及び検討

~~(2) まちづくり会社設立に関する調査及び検討~~

~~(3)~~ (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第 4 条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 大船渡市

(2) エリアマネジメント・パートナー

(3) 大船渡商工会議所

(4) 大船渡地区津波復興拠点整備事業区域における借地人又は予定借地人

(5) 旧予定借地人

~~(6)~~ (5) その他第 2 条の目的を達成するために協議会が必要と認める者

2 協議会の委員は、前項各号の代表者から推薦を受けた者(第~~5~~6号に該当する個人にあっては、当該個人)とする。

(事務所)

第 5 条 この協議会は、主たる事務所を大船渡市内に置く。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 監 事 1名

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業の実施に関する基本的な方針及び具体的な取組事項の決定に関すること
- (2) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関すること
- (5) 第4条の規定による構成員の変更及び増員に関すること
- (6) その他協議会の運営に関する重要な事項

(タウンマネージャー)

第10条 タウンマネージャーは協議会における協議事項の提案を行うことができる。

(アドバイザー)

第1011条 協議会にはアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会等)

第1112条 協議会の協議を専門的かつ効果的に行うため、部会等を置くことがで

きる。

(事務局)

第 1213 条 協議会の事務を処理するため、大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地大船渡市役所災害復興局大船渡駅周辺整備室に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置くこととし、事務局長は大船渡駅周辺整備室次長をもって充てる。

(会計)

第 1314 条 協議会の運営に要する経費は、構成委員の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1415 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1516 条 役員は、無報酬とする。

2 役員及び委員は、その職務を行うために要する経費の弁償等を受けることができる。

3 費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散について)

第 1617 条 本協議会は、会議の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(協議会解散の場合の措置)

第 1718 条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の過半数以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

3 協議会が解散した場合には、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、大船渡市または会長が定める機関に引き継ぐものとする。

(補則)

第 1819 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。